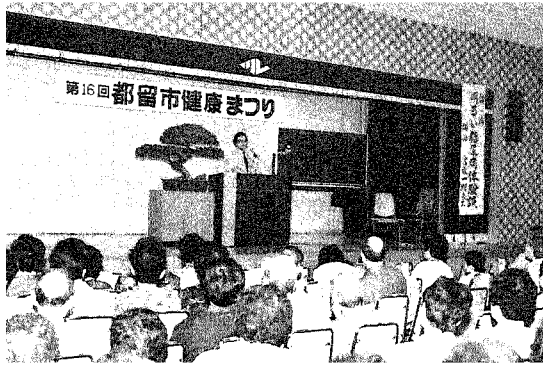


# 第16回健康まつり 成人病予防 パート1



日常生活の中で、一番大切な健康について「元気で長生きするために、今のうちから健康は自分の手で守ろう」をスローガンに、十月十五日文化会館において、第十六回都留市健康まつりが盛大に開催されました。

今年のテーマは「成人病予防P



ART1「糖尿病」で、子どもから老人まで約五〇〇人の市民が数々の催しに参加し、楽しい一日を過ごしました。

午前十時から、運動の実技（タオル体操指導やエアロバイクなど）、体脂肪、血糖、血圧などの測定体験コーナー、都留市薬業会の皆さんの協力で行った家庭介護、栄養、薬剤などの相談コーナー、食生活改善推進員の作った健康食の試食コーナー、伝承遊び（ペーゴマ・お手玉など）でふれあうちびっ子広場、愛育会や食生活改善推進委員会の活動発表、すみれ会（肥満解消自主グループ）の活動状況、成人病検診の統計結果、園児の健康まつりポスター作品などの展示コーナー、国保コーナーなど各種催しを通し、楽しい一日を過ごすとともに、自分の健康について改めて考える一日でした。

午後一時から四階大ホールでは、市内の幼稚園、保育園から応募のあった健康まつりポスター入選園児の表彰が行われ、引き続き「明るい糖尿病体験談」と題して、漫画家の富永一朗氏の講演がおこなわれました。

富永氏は、六年前に突然おそわれた糖尿病との闘う心構えなどの体験談（酒やタバコは一切やめ、食事療養、ジョギングの実行）や恩人さがし（きらいな人も見方を変えれば自分のためになっている恩人となる）の自分の半生を熱弁しました。また、講演の中で「ちんころねえちゃん」でおなじみの漫画を描き、会場の三人の方にプレゼントしてくれました。

最後に、数々の賞品が当たるお楽しみ抽選会が行われ、盛会のうちに健康まつりが終了しました。



## 68歳・69歳で

## 医療を受けられる方

### 県単老人医療費（老）制度

この制度（山梨県老人医療費助成制度）は、年齢が六十八歳に達する人で、所得が一定の基準を下回る人を対象とし、老人医療受給者証を交付するものです。

※六十八歳の誕生日の属する月の初日から対象

※所得制限

本人または扶養義務者等（配偶者扶養義務者）の前年（一月から九月までの間に資格を取得する場合は前々年）の所得が、一定の制限額（国民年金法の無拠出の老齢福祉年金の受給権と同様）以下である方。

そのために、毎年所得確認による受給者証の検認が九月にあります。本年も、九月に対象者にハガキで通知しましたが、まだ検認が済んでない方がおりますので、検

認を受けてください。検認が済んでないと、十月一日以降「受給者証」が使えなくなります。

②老人医療受給者証は、県内の病院でしか使用できません。

県外の病院にかかる時は、医療請求書用紙が保健環境課にありますので、その用紙に病院の証明を受け、領収書を添えて請求してください。後日、本人に支払います。

### 65歳～67歳の

### 一人暮らしの方も対象

市内に一親等以内の血族、または配偶者のいない六十五歳以上で、前述の所得制限以下である方は、この制度の対象となりますので、保健環境課窓口で申請してください。

(1) 本人所得基準額表

扶養親族等の数	金額
0人	1,594,000円
1人	1,944,000円
2人	2,294,000円
3人	2,644,000円
4人	2,994,000円
5人	3,344,000円

(2) 扶養親族等の所得基準額表

扶養親族等の数	金額
0人	5,833,000円
1人	6,082,000円
2人	6,295,000円
3人	6,508,000円
4人	6,721,000円
5人	6,934,000円